

7月5日 定例館長会 9時半
 ○
 7月5日 川柳教室B 13時半
 ○
 7月6日 孔版教室 10時
 ○
 7月7日 書道教室A 10時
 ○
 7月8日 書道教室B 10時
 ○
 7月10日 書道教室C 10時
 ○
 7月12日 川柳教室A 13時半
 ○

戸次公民館短信
 生花教室第1 毎週土曜13時
 生花教室第2 毎週月曜19時
 書道教室 毎週日曜9時

給与所得控除額

第1表

○給与収入金額が695,000円までの場合
収入金額×20%+76,000円
○給与収入金額が695,000円をこえ895,000円までの場合
収入金額×17.5%+93,375円
○給与収入金額が895,000円をこえ1,095,000円までの場合
収入金額×7.5%+182,875円
○給与収入金額が1,095,000円以上の場合
265,000円限度

諸 控 除 (所得控除)

第2表

① 専従者控除	青色申告者 専従者給与支給額の全額 白色申告者 専従者1人につき15万円
② 雑損控除	災害や盗難などの被害額が所得金額の10%をこえる部分
③ 医療費控除	支払った医療費のうち、所得金額の5%をこえる部分の金額15万円限度
④ 社会保険料控除	昭和43年中に支払った社会保険料の全額
⑤ 小規模企業共済掛金控除	昭和43年中に支払った第1種共済掛金の全額
⑥ 生命保険料控除	昭和43年中に支払った生命保険料の合計額が ●15,000円までは全額 ●15,000円をこえ35,000円までは支払保険料の半額に7,500円を加えた金額 ●35,000円をこえるときは25,000円限度
⑦ 障害者控除	納税義務者または控除対象配偶者、扶養親族のうちに障害者があるとき1人につき70,000円 ただし、重度障害者の場合は90,000円
⑧ 高齢者・寡婦・勤労学生控除	納税義務者本人が該当するとき 70,000円
⑨ 配偶者控除	控除対象配偶者 100,000円
⑩ 扶養控除	1人につき 60,000円 (控除対象配偶者がいない場合1人目は80,000円で以下1人ふえるごとに60,000円)
⑪ 基礎控除	120,000円 (基礎控除は納税義務者全員差し引きます)

市県民税所得割税率表

第3表

課税標準額	市 民 税		県 民 税		課税標準額	市 民 税		県 民 税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額		税率	速算控除額	税率	速算控除額
15万円以下の金額	2	0			400万円をこえ600万円まで	9	102,500		
15万円をこえ40万円まで	3	1,500			600万円をこえ1,000万円まで	10	162,500		
40万円をこえ70万円まで	4	5,500	2	0	1,000万円をこえ2,000万円まで	11	262,500	4	30,000
70万円をこえ100万円まで	5	12,500			2,000万円をこえ3,000万円まで	12	462,500		
100万円をこえ150万円まで	6	22,500			3,000万円をこえ5,000万円まで	13	762,500		
150万円をこえ250万円まで	7	37,500			5,000万円をこえる金額	14	1,262,500		
250万円をこえ400万円まで	8	62,500	4	30,000					

お知らせ

収納代理金融機関の桃園農業協同組合は、4月1日から大分農業協同組合桃園支所と名称変更となりました。

市県民税はこうして計算しました

昨年より負担が軽くなりました
四十四年度の市県民税と県民税が引き上げられ、税の負担軽減が図られています。
今回は具体的な計算方法をお知らせし、みなさんにご理解をいたし、自主納税の一層の協力を願います。
なお、お手もとへ納税通知書が届きましたら、控除額、税率表を参考に自分で計算してみてください。
本年も地方税法



写真一市県民税の計算は電子計算機でしました(大分電子計算センターで)

改正されたおもな点
(1)専従者控除の引き上げ
事業専従者に対する控除額が、青色申告者については、給与支給額の全額(旧十七万円)、白色申告者については、十五万円(旧十万円)に引き上げられました。
(2)所得控除額の引き上げ
配偶者控除が十万円(旧九万円) 扶養控除が一人六万円(旧五万円)
障害者控除が重度障害者九万円(旧八万円)、普通障害者七万円(旧六万円)
高齢者、寡婦、勤労学生控除が各七万円(旧六万円)
基礎控除が十二万円(旧十一万円)
にそれぞれ引き上げられました。
(3)市県民税の計算方法
の所得控除額を引いた所得金額に、未成年者、高齢者、寡婦の人は年間所得三十万円(旧十八万円) 基礎控除を引いた所得金額に、市県民税を納めていただくこととなります。

市県民税の計算方法
◎給与所得者
四十三年度の収入金額(給与の総額)から給与所得控除(第一表)を差し引き所得金額を出します。さらに第二表の諸控除額のうち該当するものがあればそれらを差し引きます。こうして算出された金額が課税標準額となります。この「課税標準額」をもとに税率が計算されます。
◎営業所得者等
四十三年度の収入金額(売り上げ高)から必要経費(仕入れ高および営業諸経費)と事業専従者控除額を差し引いて所得金額を出します。そうしてさらに第二表の諸控除額のうち該当があればそれらを差し引きます。こうして算出された金額が「課税標準額」となります。

市県民税の計算例(その1)
このようにして算出された課税標準額に市県民税、県民税それぞれ第三表の税率を用いて税額(所得割額)をだし、さらに税額控除(あとで詳しく説明)した後の金額に市県民税均等割四百円、県民税均等割 100円を加えた金額が市県民税、県民税額となります。
◎税額控除
配当所得については、市県民税では三パーセント、県民税では一パーセントを所得割額からそれぞれ差し引きます。ただし課税標準額が千円をこえるときは、そのこえる部分についての控除率は前記の二分の一となります。
市県民税のお問い合わせは納税通知書の内容について不明の点は市県民課へお問い合わせください。
支所管内は次のとおり係員が支所事務係へ出張していますのでお問い合わせください。
◎鶴崎、大南、植田、坂ノ市の各地区は六月二十四日から三十日まで◎大地区は六月十九日から二十五日まで

給与所得者

つぎの人を例にして計算してみたものです

- 43年中の収入金額 860,000円
- 43年中に支払った社会保険料 35,000円
- 43年中に支払った生命保険料 27,000円
- 配偶者と扶養親族子供2人

収入金額 給与所得控除 社会保険料 生命保険料 配偶者 扶養2人 基礎控除
860,000円-243,875円-(35,000円+27,000円+100,000円+120,000円+120,000円)
課税標準額

=220,000円(千円未満の端数は切捨てます。)

税率 速算控除額 均等割額
課税標準額 220,000円×
3%-1,500円+400円=5,500円.....市県民税額
2%-0円+100円=4,500円.....県民税額
10,000円.....市県民税合計税額

営業所得者等

つぎの人を例にして計算してみたものです

- 43年中の収入金額(売上高) 6,500,000円
- 43年中の必要経費(仕入れ高および営業諸経費) 5,510,000円
- 白色事業専従者1人 150,000円
- 43年中に支払った社会保険料 28,000円
- 43年中に支払った生命保険料 29,000円
- 配偶者と扶養親族子供2人

収入金額 必要経費 専従者控除 社会保険料 生命保険料 配偶者 扶養2人
6,500,000円-5,510,000円-150,000円-(28,000円+29,000円+100,000円+120,000円)
基礎控除 課税標準額
+120,000円) =450,000円

税率 速算控除額 均等割額
課税標準額 450,000円×
4%-5,500円+400円=12,900円.....市県民税額
2%-0円+100円=9,100円.....県民税額
22,000円.....市県民税合計税額

市県民税の計算例(その1)

市県民税の計算例(その2)

公職選挙法の改正 永久選挙人名簿の登録の方法がかわります

住民登録をしていないと 選挙権がなくなります

公職選挙法が七月一日から改正され、永久選挙人名簿の登録の方法がかわります。

主改正点
●定期登録は九月十日
●改正前は、六月、九月、十二月の各月に登録していましたが、改正後は九月十日に一度登録することになります。

●定期登録は、毎年九月十日を登録日とし、住民基本台帳の記載に基づいて、選挙権を登録します。この日までに登録しなかった場合は、この日以後から登録することができ、その場合は、選挙権を失った日から起算して、選挙権を回復するまで、選挙権を失った状態になります。

●改正前は、選挙権を失った日から起算して、選挙権を回復するまで、選挙権を失った状態になります。

●改正後は、選挙権を失った日から起算して、選挙権を回復するまで、選挙権を失った状態になります。

住民登録をしない住民の選挙権

住民登録をしない住民は、選挙権を失います。住民登録をしない住民は、選挙権を失います。住民登録をしない住民は、選挙権を失います。

住民登録をしない住民は、選挙権を失います。住民登録をしない住民は、選挙権を失います。住民登録をしない住民は、選挙権を失います。

栄養相談

人参は、ビタミンCの含有量が豊富で、免疫力を高める効果があります。人参は、ビタミンCの含有量が豊富で、免疫力を高める効果があります。

人参は、ビタミンCの含有量が豊富で、免疫力を高める効果があります。人参は、ビタミンCの含有量が豊富で、免疫力を高める効果があります。

7月1日 事業所統計調査

皆さんのご協力を

七月一日現在で、全国一斉に事業所統計調査が実施されます。事業所統計調査は、事業所の経営状況を把握するための調査です。事業所統計調査は、事業所の経営状況を把握するための調査です。



写真—献身的に活躍する交通指導員

20日は県民交通安全日

交通安全憲章ができました

交通安全憲章は、交通安全を促進するための憲章です。交通安全憲章は、交通安全を促進するための憲章です。

6月は県民貯蓄増進運動月間

貯蓄はあなたの希望のかけ橋です。小さな貯蓄が大きな未来をつくれます。

交通にはこんなことに注意して

市交通指導員の声から

交通には、こんなことに注意してください。市交通指導員の声から、交通には、こんなことに注意してください。

有難うございます

社協への善意の寄付金

社協への善意の寄付金は、社協の活動を支える重要な資金です。社協への善意の寄付金は、社協の活動を支える重要な資金です。

列車の妨害はやめて!!

国鉄では人命と列車の安全を守るため、六月二十日まで、鉄道妨害防止運動を行なっています。

寄付のお礼

香典返し寄付(六月一日までの分)

香典返し寄付(六月一日までの分)は、寄付者への感謝の気持ちを表すためのものです。香典返し寄付(六月一日までの分)は、寄付者への感謝の気持ちを表すためのものです。

市長を囲む

市政懇談会を開きます

市政懇談会は、市民と市長の対話の場です。市政懇談会を開きます。

うまい米づくりメモ

(1)田植適期
ホウキ、シラヌイは6月25日を中心として田植適期になります。ホウキ、シラヌイは6月25日を中心として田植適期になります。

寄付金

市社会福祉協議会に寄附金

市社会福祉協議会に寄附金は、福祉事業を支えるための資金です。市社会福祉協議会に寄附金は、福祉事業を支えるための資金です。

有難うございます

社協への善意の寄付金

社協への善意の寄付金は、社協の活動を支える重要な資金です。社協への善意の寄付金は、社協の活動を支える重要な資金です。

勤労青少年